

## 愛媛県松山庁舎清掃業務等仕様書（案）

愛媛県松山庁舎の清掃業務及び環境衛生管理業務は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

### 1 清掃業務

#### (1) 清掃箇所

清掃業務を行う箇所は、次のとおりとする。なお、清掃方法等詳細については、別紙1 清掃作業一覧のとおり。

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| ① 玄関ポーチ、玄関ホール、待合室             | ② 風除室、バルコニー   |
| ③ 廊下、階段                       | ④ 便所、洗面所 17箇所 |
| ⑤ 湯沸室 8箇所                     | ⑥ エレベータ 3基    |
| ⑦ ごみ置場 7箇所                    |               |
| ⑧ 屋上（喫煙所）                     |               |
| ⑨ 会議室                         |               |
| 4階会議室、6階第2会議室、7階会議室・・・絨毯      |               |
| 1階県民相談プラザ、3階会議室、6階第1会議室・・・弾性床 |               |
| ⑩ 地下駐車場                       |               |
| 地下1階、地下2階                     |               |
| ⑪ 西側駐輪棟                       |               |
| ⑫ 庁舎外構                        |               |
| 正面玄関、地下駐車場出入口、公用車出入口、駐輪場 等    |               |

#### (2) 清掃業務実施日

##### ① 日常清掃

愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に定める休日を除く日で、別紙1のとおりとする。

##### ② 定期清掃

愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に定める休日の中で、別紙1のとおりとする。

実施日については、別途協議する。

#### (3) 従事者の配置及び作業計画書等の提出

##### ① 従事者の配置

清掃業務を遂行するため、実施責任者を含め常時必要数の人員を配置し、特別な作業を行う場合は増員をはかる等して業務に支障をきたさないこと。

##### ② 清掃従事者名簿・清掃作業計画書等

業務実施に先立ち、別紙2により従事者名簿及び清掃作業計画書を総務県民課長に提出するものとする。

なお、変更があった場合も、同様とする。

##### ③ 作業実施報告

作業終了後に別紙3による清掃作業日報を、それぞれ総務県民課長に提出するものとする。

##### ④ その他

清掃作業員は、常に清潔な全員統一された服装で、業務に従事しなければならない。

## 2 環境衛生管理業務

### (1) 建築物環境衛生管理業務

#### ①管理技術者選任の報告

乙は、管理技術者を別紙4により選任から1週間以内に甲に対して報告するものとする。

管理技術者の変更を行った場合も同様式により、変更から1週間以内に甲に報告するものとする。

#### ②管理技術者の業務

管理技術者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく管理業務を行い、建築物環境衛生基準により、業務ごとに、管理業務の内容を別紙5により報告するものとする。

### (2) 空気環境の測定

① 乙は、施行規則第3条の2に基づき、2ヶ月以内ごとに1回、定期的に環境測定を実施するものとする。

② 測定ポイント数は庁舎内各階1ポイントずつの計7ポイント、一階ホール、及び外気各1ポイントの合計9ポイントとする。

③ 測定時間帯及び回数は1ポイントあたり2回、始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点とする。

④ 乙は、測定日の決定にあたっては、事前に甲の了解を得るものとし、特に事務室内では就業の妨げにならないよう注意をして行うものとする。

⑤ 測定項目は浮遊粉塵量・一酸化炭素・二酸化炭素・温度・相対湿度・気流とし建築物環境衛生管理基準に基づき実施するものとする。

⑥ 乙は、測定終了後、甲に対して速やかに測定結果報告書を提出するものとする。

### (3) ねずみ・衛生害虫の駆除

① 乙は、施行規則第4条の5に基づき、6ヶ月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に実施するものとする。

② 乙の作業責任者は、1ヶ月に1回庁舎内外を巡回点検調査を行い、ねずみ・衛生害虫の発生状況を把握し、状況に応じて随時駆除するものとする。

③ 駆除方法は、衛生害虫に関しては直接噴霧方式若しくはミスト方式等によるものとし、ねずみに関しては粘着テープ若しくは毒餌等を用いた防除を行う。ただし、作業実施前に、乙は甲に対して、その駆除方法を事前に通告、了解を得るものとし、また作業中及び作業終了後は、庁舎の人、機械器具、備品類等に害等を及ぼさないよう、万全の配慮をするものとする。

- ④ 乙は、作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出するものとする。

(4) 残留塩素の測定

- ① 乙は、施行規則第4条第1項第7号に基づき、1週間以内ごとに1回、残留塩素の測定を行うものとする。
- ② 水道栓末端部より水を採取し、残留塩素測定器にて測定し、水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1PPM(結合残留塩素の場合は0.4PPM)以上に保持しなければならない。
- ③ 測定の結果、異常のある場合は、乙は直ちに甲に報告するものとし、その他の場合は、乙は毎月1回測定結果報告書を甲に提出するものとする。

(5) 汚水槽の清掃

- ① 乙は、施行規則第4条第2項に基づき、6ヶ月以内ごとに1回、雑排水貯水槽(2基・6 m<sup>3</sup>)の洗浄清掃作業を実施するものとする。
- ② 乙は、作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出するものとする。

(6) 飲料水貯水槽の清掃

- ① 乙は、施行規則第4条第1項第7号に基づき、1ヶ年以内に1回、受水槽(1基・60 m<sup>3</sup>)及び高置水槽(2基・9 m<sup>3</sup>)の清掃作業を実施するものとする。
- ② 乙は、作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出するものとする。

(7) 飲料水の水質検査

- ① 乙は、施行規則第4条第1項第3号に基づき、6ヶ月以内ごとに1回、6月1日から9月30日の間に1回の水質検査を実施するものとする。
- ② 乙は、作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名  
(代表者)

印

## 清掃従事者名簿

氏 名	性別	生年月日	住 所
清掃実施責任者			
清掃従事者			

## 清掃作業計画書

区分	清掃場所	清掃実施予定日	清掃方法
日常 清掃 部分	風除室、バルコニー		
	便所、洗面所		
	湯沸室		
	玄関ポーチ、玄関ホール、待合室		
	廊下、階段 エレベータ、ごみ置場 屋上（喫煙所）		
	地下駐車場、西側駐輪棟、庁舎外構		
定期 清掃 部分	4階会議室、6階第2会議室、7階会議室		
	1階県民相談プラザ、3階会議室、6階第1会議室		
	廊下、階段等		
特記事項			

別紙 4

建築物環境衛生管理技術者選任報告書

令和 年 月 日

中予地方局長 様

住 所  
氏 名  
(代表者) 印

愛媛県松山庁舎環境衛生管理業務仕様書に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者を下記のとおり選任したので報告します。

記

管理技術者 氏 名  
住 所  
生年月日

管理技術者に選任した日 令和 年 月 日

管理技術者免状番号

(注) 管理技術者免状の写し及び履歴書を添付すること。

別紙 5

建築物環境衛生管理業務報告書

令和 年 月 日

中予地方局長 様

管理技術者  
氏 名 印

愛媛県松山庁舎環境衛生管理業務仕様書に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく次の業務の確認を行ったので報告します。

記

- 1 業務内容及び実施日
- 2 業務に関する意見

## 愛媛県松山庁舎清掃作業一覧

場所別 作業別		玄関ホ-子	風除室	廊下	階段	便所	湯沸室	エレベ-タ	ごみ	屋上	会議室	地下駐車場	備考
		玄関ホール 待合室	バルコニー			洗面所			置場	(喫煙所)		西側駐輪棟 庁舎外構	
日常 清掃	床の掃き拭き	1/週	1/週	1/週	1/週	1/2日	1/週	1/週	1/週	1/週		2/週	
	吸殻捨て、灰皿清掃									1/2日			
	紙屑処理			1/週		1/2日							
	備品什器の除塵	適					1/週						
	窓台の除塵	適		適	適								
	手摺りの拭き掃除				1/週								
	鏡みがき					適							
	流し台の清掃						1/週						
	湯沸し器の清掃						適						
	衛生陶器の清掃					1/2日							
	茶殻の処理						1/2日						
	マットの清掃	1/週		1/週									
	ペ-パ-・石鹼等の補給					適							
定期 清掃	ジュウタンの清掃										1/2ヶ月		
	床の表面洗浄仕上げ	1/6ヶ月		1/6ヶ月	1/6ヶ月						1/6ヶ月		

(注 1) ジュウタンの清掃はドライバキューム掛け

床面洗浄仕上げは、ワックス仕上げを含む。

(注 2) 来庁者が多く、汚れが目立つ場所（廊下・階段、トイレ等）については、上記の回数に追加して適宜実施すること。

愛媛県松山庁舎清掃作業日報

令和 年 月 日 曜日	【伝達事項】
清掃作業責任者確認 <span style="float: right;">㊟</span>	

※実施項目に○をつけること

場所別 作業別		玄関ホーチ 玄関ホール 待合室	風除室 バルコニー	廊下	階段	便所 洗面所	湯沸室	エレベータ	ごみ 置場	屋上 (喫煙所)	会議室	地下駐車場 西側駐輪棟 庁舎外構	備考
		日常 清掃	床の掃き拭き	1/週	1/週	1/週	1/週	1/2日	1/週	1/週	1/週	1/週	
吸殻捨て, 灰皿清掃										1/2日			
紙屑処理				1/週		1/2日							
備品什器の除塵	適						1/週						
窓台の除塵	適			適	適								
手摺りの拭き掃除					1/週								
鏡みがき						適							
流し台の清掃							1/週						
湯沸し器の清掃							適						
衛生陶器の清掃						1/2日							
茶殻の処理							1/2日						
マットの清掃	1/週			1/週									
ペーパー・石鹸等の補給						適							
定期 清掃	ジュウタンの清掃										1/2ヶ月		
	床の表面洗浄仕上げ	1/6ヶ月		1/6ヶ月	1/6ヶ月						1/6ヶ月		

作業従事職員氏名		【特記事項】